別　紙

【抽出事案に関する質疑応答】

１　公共　内ヶ谷ダム工事用道路第１号トンネル工事

Ｑ．ＪＶ構成員の資格要件で「県内に本店を有すること」とあるが、このような要件を設定する場合、一定の基準はあるのか。
Ａ．２２億２千万円以上の工事については、ＷＴＯ（世界貿易機関）の政府調達に関する協定により地域要件を付けることができないが、当該金額未満の工事については、条件付き一般競争入札ということで、地域要件を付けることができる。本件は２２億２千万円未満の工事であり、また、本件程度の工事であれば、県内業者でも実績のある業者が十分にあるということを勘案して、地域要件を付けているものである。

Ｑ．入札参加資格要件の中で「延長１４３ｍ（＝当該発注トンネル工事延長の５０％にあたる）以上の道路トンネル工事の施工実績」を求めているが、従来から対象工事の５０％以上の実績要件を付けているのか。また、それは技術的なものか、それとも経験的なものなのか。
Ａ．従来から、同種の要件は求めており、これは、経験的なものである。

２　中野方生活貯水池取水放流設備工事

特に質疑なし。

３　公共　道路災害復旧事業工事

特に質疑なし。

４　公共　特定環境保全公共下水道事業（処理場）建築工事

Ｑ．先の土木工事の案件（抽出事案１）では、主任技術者等を専任で配置できることなどを参加資格要件としていたが、建築工事である本件については、その点についてどうしているのか。（注：本件は指名競争入札）
Ａ．本件についても、施工実績があるかどうかと、１級の資格を持った技術者（現場に常駐する技術者）がいるかどうかを勘案して指名選定している。

Ｑ．発注金額に応じて発注の等級を決定し、その後、技術者及び技術力というのを考慮して指名選定することにより、本件についてはＢ等級業者が８社ということになったのか。
Ａ．「岐阜県建設工事発注標準」及び「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領」により、本件は建築工事のＢ等級工事で１５名以上を選定することとなる。今回は地理的条件も考えて恵那管内の業者を選定した。管内にＢ等級業者は１８社あるが、今回の工事内容であるＲＣ造（鉄筋コンクリート造）の建築実績がない、あるいは当該工事内容に関する技術者がいないという業者を除いて８社を選定した。次に、等級的に直近上位の、現場に近いＡ等級業者７社を選定した。

Ｑ．偶然かもしれないが、等級について、「ＡとＢ」「ＢとＣ」と混合して指名して入札した場合、ランクの上の業者が落札しているという感じがするが、これは入札金額の中にも技術力が反映されているということなのか。
Ａ．一概にランクが上の業者が落札するということはないと思う。今回も、最低応札ではないが、Ｂ等級業者でＡ等級業者より低い入札額を提示している部分もある。しかし、見積りにあたって技術力の差が出てくることは考えられる。

Ｑ．指名通知から１０日後に、指名業者の内の１社について、下請会社事故未報告により資格停止しているが、これについて教えてほしい。
Ａ．この事故は平成１２年に起こったものであるが、その当時、事故の報告が無く、事故の存在について今年度になって発覚し、現時点で資格停止になったものであるが、たまたま、資格停止時期が指名通知後入札執行前であったということである。

Ｑ．当該工事の地下部分は前年度に発注済ということだが、一体を成す建物で分割して発注するということはよくあることなのか。地上と地下とで一連の工事としては見ないのか。
Ａ．本件は、地下部分が主にコンクリート構造の水槽であるため土木一式工事で発注しており、地上の建築一式工事とは分けて発注したものである。外周の敷地造成や水槽工事など土木一式工事を先に施工し、その後に建築一式工事を施工したということである。
　このような場合、一括で発注する場合もあるが、通常は、工種の異なる土木一式工事と建築一式工事は分けて発注している。

５　ふるさと林道緊急整備工事（椹谷線（１工区））

Ｑ．基本的にＡ等級の工事ということで２０社を選定することとなるが、管内にはＡ等級業者が８社しかないため、管内Ｂ等級業者１０社と管外近隣市町村からＡ等級業者２社を指名したということだが、この場合、技術的な（施工能力面の）保証等の問題はないのか。
Ａ．問題ないと考えている。

Ｑ．Ａ等級の業者が予定数に満たない場合は、Ａ等級の工事であってもＢ等級の業者を指名しても大丈夫ということか。
Ａ．「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領」により、２分の１以内は直近下位の等級から指名することができることとなっている。

Ｑ．この程度の規模の工事だと管内の業者を指名選定するということであるが、地域振興という考えに基づくものか。
Ａ．そうである。

Ｑ．指名する業者の数について、工事金額によって基準があるのか。
Ａ．「岐阜県建設工事指名競争入札参加者選定要領」により、等級と工事の種類に応じて指名選定する業者数の基準を設けている。

６　平成記念公園建築２－１工事

Ｑ．指名した業者の客観点数は何点か。
Ａ．１億円以上の建築工事であるためＡ等級７９０点以上としている。当該公園関連の同種の工事の受注状況も勘案し、業者参加の公平性の観点から管内業者を絞り込み、不足分については隣接の東濃地区からも指名選定したものである。

Ｑ．Ａ等級業者の客観点数の平均はどの位なのか。
Ａ．Ａ等級業者の平均点というものは即答できないが、例えば、岐阜地区には中濃地区に比べて客観点数が高い業者が多いというようなことはいえると思う。しかし、本件については、地元業者育成の観点から中濃地区を中心に指名選定しているものである。

Ｑ．平成記念公園は公設民営方式の公園であるとの説明があったが、いわゆるＰＦＩ方式といわれるものか。
Ａ．ＰＦＩ方式とは異なり、この方式は、県で全部工事を行い、運営だけを民間に委託するという方式である。通常の県営公園も（広い意味では）公設民営であるが、従来は県が１００％出資している財団法人が運営していた。平成記念公園は、完全に運営のノウハウのある民間の業者が運営するものである。

７　公共　雪寒地域道路事業（防雪）乗鞍公園線工事

Ｑ．随意契約の場合、予定価格はあるのか。ある場合、予定価格は公表していないのか。
Ａ．予定価格はあるが、公表していない。

Ｑ．随意契約の場合、値引き交渉などは行うのか。
Ａ．見積り内容を精査して適正な積算をさせた上で契約している。

【入札監視委員会の役割について】

Ｑ．入札制度運営委員会や他の委員会についての全体的なシステムについては、所管事項になるのか。

Ａ．所管事項になる。また、談合が行われないような仕組みとして、このような制度を取り入れたらどうか等のご意見をいただくことについても所管事項となる。しかし、個々の談合情報に対する処理については入札制度運営調査委員会の方で行うということでご理解いただきたい。

　談合が行われないような仕組みづくりが大切である。これまでも、指名業者数を１２社から１５社や２０社に増やしたり、指名業者名の事前公表を廃止するなど、談合防止のために毎年度制度改革を実施しているが、今後の方策として、一般競争入札を多くし、指名競争入札を少なくするなどの対策も考えられる。

　今後とも、できるだけ談合されないような制度作りをしていきたいので、各委員からのご提案をいただきたい。

Ｑ．入札業者の参加資格等が、当委員会の検討すべき対象となっていることは理解した。

　ところで、入札参加資格停止等の運用状況の一覧表を見ると、資格停止期間が２週間、６ヶ月など様々であるが、これは全国共通の物差しによって定められているのか、それとも岐阜県独自のものであるのか。

Ａ．基本的に、全国共通のモデルが示されており、そのモデルに沿って、本県の入札参加資格停止等措置要領を策定している。その中で、工事事故であれば何ヶ月～何ヶ月、贈賄であれば何ヶ月～何ヶ月と定めており、措置要件により措置期間が異なるものである。各団体ともこのモデルに沿って要領を定めているが、運用面で、措置期間の幅があるものについては、各団体の裁量に任されている部分がある。

　運用面という点では、岐阜県の場合、贈賄・談合等、全国どこで行われても、岐阜県の発注名簿に登録されている業者であれば、全国規模でとらえて資格停止しているが、他県では東海４県のみ、あるいは、中部・北陸のみでとらえているところもある。

Ｑ．町長に対する贈賄に関する処分が９ヶ月で、国会議員まで絡んだ処分が１ヶ月となっているが、このあたりの判断基準はどうなっているのか。また、工事事故の報告を怠ったという契約違反について２週間の資格停止を行っているが、事故を起こしたこと自体で資格停止となり、さらに報告を怠ったという契約違反ということでも資格停止となるということでは二重の処分とはならないか。

Ａ．贈賄等の場合は、贈賄等を起こした社員がいわゆる代表役員か、一般役員か、一社員かという違いに基づき、措置期間の軽重を付けることとなっている。ご指摘の事例は、代表取締役会長が起こした事件ということで、金額の多少とか、事件の規模の大小（全国規模・県規模）に関わらず、措置期間を決定しているものである。

　国会議員が絡んだ当該事件では、一社員が関わった事件であること、刑法上、公共工事に関して規定されてる談合罪ではなく、外務省の関連団体発注の準公共工事に関する事件ということで、偽計業務妨害罪という別の規定が適用されていることなどに起因して措置期間に差が生じているものである。

　また、モデル上好ましくない事例として一事不再理の原則（二重処罰の禁止）という考え方があり、事故の段階で１回処分、報告漏れでさらにもう１回処分ということはしていない。

　工事事故の場合、普通であればすぐに報告があって、事故として死傷者の程度とか、影響の範囲等をとらえながら調査し、工事事故という措置要件により資格停止することとなるが、今回の事案では、事故当時は報告がなく、事後に報告漏れというところをとらえて資格停止したものである。ちなみに、当該事故の内容は死者が出るまでには至らない事故であった。事故そのものであれば、軽いけがをしたというくらいで資格停止までは至らなかったと考えられるが、報告漏れというところに重きをおいて、１回限りその段階で処分をしたという事案である。

Ｑ．業者によってＡ、Ｂ、Ｃというランクがあり、例えばＢランクの業者だけだと必要な指名業者数に達しないので、Ａランクの業者を入れる等の事例があったが、今回の事例だけで見ると、Ａ・Ｂランクの業者による入札の場合はＡランク業者が、Ｂ・Ｃランクの業者による入札の場合はＢランク業者が受注している。この点、ある意味で公平さを欠いている気がする。ただ単に、指名業者数確保のためだけに業者を選定したというような感じがする。公平に落札できるような条件作りを考えることが必要ではないか。

Ａ．工事の規模によってＡ、Ｂ、Ｃのランクをつけており、例えばＣならＣで、どんなに工事現場から離れていても、Ｃランクの業者のみ選定するという考え方もあるが、ランクの

低い業者の場合、現実問題として遠い現場にまで出向いて施工ができないという場合もある。建設工事においては、いわゆる地域性というものも強く、例えば、地域に災害等があったとすると、一番力を発揮するのは地域の業者である。

一方、Ａランク等大きな工事が受注できる業者の場合は、地域にかかわらず施工可能ともなってくるので、ある程度大きな仕事になれば、指名競争入札から一般競争入札に切り替えつつ、公平性を保っていかなければならないと考える。その辺りについては、県でも検討しているところであり、電子入札という手段も絡めて改善していきたいと考えている。

Ｑ．「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中にある入札及び契約の苦情処理について、いままで情報はないように思うがどのような状況なのか。

Ａ．当該指針を踏まえて県において策定した「公共工事における非指名理由等苦情処理要領」に基づく苦情（第一次苦情・再苦情とも）は今のところ１件もない。

Ｑ．本日の平成記念公園建築工事について、工事規模により、建築一式工事でＡ等級の工事となっているが、ひとつの建築物ではなく、建築棟ごとにみれば、Ｂ等級、Ｃ等級の工事に分割することもできる。分割して発注すべきであったかどうかについても、入札監視委員会所掌事務の「入札に係る指名方法等について審議を行うこと」に当たるとは考えられないか。工事をまとめてしまえばＡ等級の工事になるし、分ければＢ・Ｃ等級の工事になってしまう。そのあたりは各発注機関の判断になるのか。

Ａ．工事の発注単位については、工事の内容によって、ある程度効率的に施工できるよう、総合的に判断して決定していると考えられる。

Ｑ．建築一式工事、土木一式工事として、それぞれ目的を達成しなければという面もあるが、もうひとつ、地域振興という点を考えるならば、Ａ等級ばかりに仕事があたるのではなくＢ・Ｃ等級に割り振られた方がいいのではないかという考えもあり、そのあたりのバランスの取り方はどうしているのかについては疑問がある。

Ａ．平成記念公園建築工事の事案は、一定の目的の中の公園の整備ということで、建物がバラバラでいろんな特徴を持ったものを作るのであれば分割すべきだと思うが、広域的にある程度の共通コンセプトを持っていること、工期的な問題等から発注単位を考えたのではないか。

【主観点数の導入について】

Ｑ．主観点数の評価項目の中では工事成績の加減点数の割合が大きい。

「土木一式工事の完成検査に合格した」ものについて、平均工事成績により加減点することとなっており、検査成績が５０点未満の場合も想定されているが、その場合でも合格となるのか。そうであれば、合格しても主観点数上はマイナス点になる場合があるということか。何点以上を合格としているのか。

Ａ．工事成績と合格・不合格については、別の問題であり、何点以上が合格ということではない。

工事成績は施工過程と完成時と双方を評価して点数を付けるものである。また、仕様と違ったり、出来形不足等ということであれば、不合格ということになる。

例えば、施工途中で手直し等の問題があったり、工事監督者の指示を受ける事が多いと点数が悪くなるが、最終的に仕様書どおりになっていれば合格になるということである。